

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第16号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)</p> <p><b>第4条</b> 工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事着工前に監理者等を定め、様式第1号による届出書及び工事監理者に係る省令第1条の3第1項第4号に規定する建築士免許証等の写し（<u>建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。</u>）を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(工事監理計画の届出)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項第2号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに<u>同法第24条の8第1項第2号及び第3号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、様式第1号の2による工事監理計画届を建築主事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(完了検査申請書等の添付書類)</p> <p><b>第6条</b> 省令第4条第1項第5号（<u>省令第8条の2第8項において準用する場合を含む。</u>）の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書（<u>省令第8条の2第8項にお</u></p>	<p>(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)</p> <p><b>第4条</b> 工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事着工前に監理者等を定め、様式第1号による届出書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(工事監理計画の届出)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項第2号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに<u>建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、様式第1号の2による工事監理計画届を建築主事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(完了検査申請書等の添付書類)</p> <p><b>第6条</b> 省令第4条第1項第5号（<u>省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。</u>）の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書（<u>法第18条第16項の規定により</u></p>

て準用する場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。

（中間検査申請書等の添付書類）

**第6条の2** 省令第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第12項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、省令第4条の8第1項の中間検査申請書（省令第8条の2第12項において準用する場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。

通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。

（中間検査申請書等の添付書類）

**第6条の2** 省令第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(i) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令第46条第4項の適用を受けるもの 次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書（法第18条第19項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の

(建築物の認定の申請)

**第10条の3** 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2第1項において準用する場合を含む。）の認定の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の認定の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主事が必要と認める書類

(建築物の認定の申請)

**第10条の3** 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建	500分の1以上

8 (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第5項の規定による許

	<u>建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員</u>	
<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法</u>	<u>200分の1以上</u>
<u>2面以上の立面図</u>	<u>縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ</u>	<u>200分の1以上</u>
<u>日影図</u>	<u>省令第1条の3第1項の表2の<sup>(30)</sup>の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの</u>	<u>500分の1以上</u>
<u>既存不適格調書</u>	<u>既存建築物の基準時及びその状況に関する事項</u>	

9 (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第5項の規定による許

可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 法第60条の3第1項ただし書の規定による許可

<u>図書の種類</u>	<u>明示すべき事項</u>	<u>図書の様式</u>
<u>公図写し</u>		
<u>付近見取図</u>	<u>方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設</u>	<u>様式第20号</u>
<u>配置図</u>	<u>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員</u>	<u>様式第20号</u>
<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法</u>	<u>様式第20号</u>
<u>2面以上の立面図</u>	<u>縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ</u>	<u>様式第20号</u>
<u>日影図</u>	<u>省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及</u>	<u>様式第20号</u>

(9)・(10) (略)

(報告等)

**第23条** (略)

2・3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法第27条、法第48条第1項から第12項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第61条又は法第62条第1項の規定の適用を受けない建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、様式第32号による不適格建築物等報告書に、様式第20号による配置図及び平面図を添えて、政令第137条に規定する基準時から1月以内に知事に提出しなければならない。

5・6 (略)

(申請書等の記載事項の変更届等の届出)

**第25条** 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、様式第39号による届出書を知事又は建築主事に提出しなければならない。この場合において、確認申請書等の記載事項のうち設計者又は工事監理者に変更が生じた場合の当該届出書には、省令第1条の3第1項第4号

び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの

<u>区域図</u>	<u>縮尺、方位、特定用途誘導地区の区域の境界線及び敷地の位置</u>	<u>様式第20号</u>
------------	-------------------------------------	---------------

(10)・(11) (略)

(報告等)

**第23条** (略)

2・3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法第27条、法第48条第1項から第13項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第61条又は法第62条第1項の規定の適用を受けない建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、様式第32号による不適格建築物等報告書に、様式第20号による配置図及び平面図を添えて、政令第137条に規定する基準時から1月以内に知事に提出しなければならない。

5・6 (略)

(申請書等の記載事項の変更届等の届出)

**第25条** 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、様式第39号による届出書を知事又は建築主事に提出しなければならない。

に規定する建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）を添付しなければならない。

2～4 (略)

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「

電話番号

(その他の工事監理者)

( ) 建築士 ( ) 登録第 号

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

電話番号

を

( ) 建築士 ( ) 登録第 号

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

電話番号

」

「

電話番号

工事と照合する設計図書

(その他の工事監理者)

( ) 建築士 ( ) 登録第 号

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

電話番号

に改める。

工事と照合する設計図書

( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 電話番号

工事と照合する設計図書

」

様式第1号の2中

「

構造耐力上主要な部分 の防錆、防腐及び防蟻 の措置及び状況				
-------------------------------------	--	--	--	--

を

」

「

構造耐力上主要な部分 の防錆、防腐及び防蟻 の措置及び状況				
特定天井に用いる材料 の種類並びに当該特定 天井の構造及び施工状 況				

に

」

改める。

様式第39号中

「

( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号
( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号

「

( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書
( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書

を



( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号
建設業の許可 ( ) 第 号 電話番号

( ) 建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 電話番号 工事と照合する設計図書
建設業の許可 ( ) 第 号 電話番号

に改める。

**附 則**

- この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正は平成27年6月25日から施行する。
- 改正後の第6条の2の規定（「第8条の2第12項」を「第8条の2第17項」に改める部分を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知（以下これらを「確認申請等」という。）（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされたものに限る。）に係る工事について適用し、確認申請等（施行日前にされたものに限る。）に係る工事については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現に改正前の建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。